

相続人同士による遺産分割協議がまとまらない場合、家庭裁判所に「調停」を申し立てることが出来る。司法に頼ればスムーズな解決につながる。と考えがちだが、公平で強制力のある分け方を提示してくれるわけではない。感情的なしこりが残ることも多い。調停の場ではどのように話し合いを進むのだろうか。

【最後はつんざり】。早く終わらせたという気持ちで「調停」を申し立てた。東海地方に住む伊藤信二さん(仮名、61)は2歳下の妹と縁り広げた遺産分割調停を振り返る。

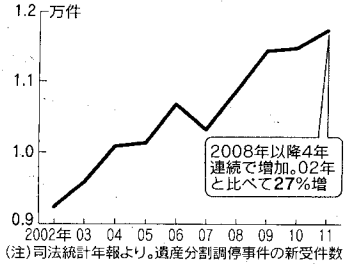
約40年前、妹は高校卒業後、いったん家を出て、その後短大に進んだ。妹は「お兄さんは大学に行かせてもらったけど、私は親に見放された」と感情的に責め立て、遺産配分で穴埋めを求めた。伊藤さんも「自分から家を飛び出したのに何を言うのか」と応戦、家庭裁判所に調停を申し立てた。

法定相続分での分割を求めた伊藤さんに対し、妹は「兄の大学進学費用は特別受益(生前にもらった財産)」と主張。母親に対し、自分を守ってくれなかった償いとして200万円を要求した。

協議は2カ月に1度、合計5回開かれた。足の悪い母親は回を重ねるごとに家裁通いを嫌がるようになった。伊藤さんたちは早く収束させるために言い分をのんだが「付き合いはなくなった」と話す。

# 遺産調停 絆にヒビ

## A 遺産分割調停は増えている

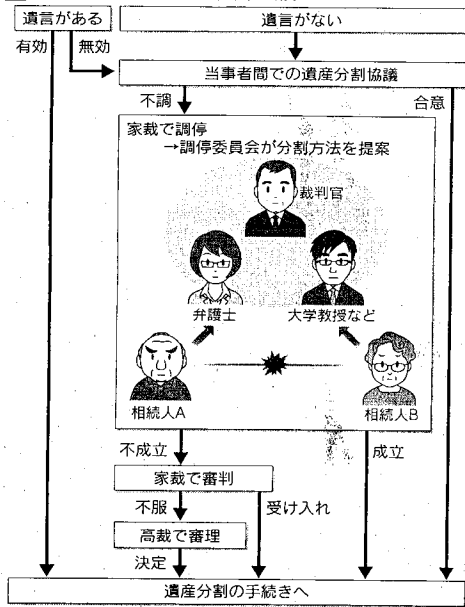


## B 遺産分割調停の対象となるのは？

対象となる	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産</li> <li>現金</li> <li>賃借権</li> <li>株式</li> <li>営業権</li> <li>特許権</li> <li>ゴルフ会員権</li> </ul>
原則対象外だが相続人全員の合意があれば対象となる	<ul style="list-style-type: none"> <li>預貯金など金銭債権</li> <li>金銭債務</li> <li>遺産である不動産の売却金といたった代償財産</li> <li>遺産から生じた収益</li> </ul>
対象とならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>葬儀費用</li> <li>生命保険金</li> <li>遺散、遺骨</li> </ul>

(注)北野弁護士のアドバイスなどをもとに作成

## C 司法の場での遺産分割協議の流れ



## 守る 継ぐ

遺産分割は遺言があれば基本的に従って手続きを進める。遺言がない場合は協議し、決めるか、もつれば家裁に調停を申し立てる。調停には亡くなった人と相続人全員の戸籍謄本、不動産登記事項証明書などが必要だが、費用は収入印紙1200円分と連絡用の郵便切手だけ。相続人なら誰でも申し立てができる。調停の対象になる財産を表Bにまとめた。

## 全員納得が条件、強制力なし

相続人の一人でも納得しなればまとまらない。手続きの面では簡単な調停だが、そもそも調停も多い。「調査してくれないんですか」。特定非営利活動法人(NPO法人)「相続・遺言相談センター」理事長で弁護士の大江真久氏は相談者からよく言われるという。

生前の取り分争点。なかでも多くの調停で争点になるのが、伊藤さんのように亡くなった人から生前に受けた資金援助の扱いといわれる。「特別受益」に当たれば相続分の前渡し見なされ、その分は差し引かれる。被相続人の生前に財産の増加などに貢献した場合に加算される「寄与分」がトラブルのもとになるケースも多い。

大川良子さん(仮名、66)は5年前に父を亡くし、東京近郊にある実家の土地を巡り、姉妹ともめた。姉と妹は嫁いだときに親から自宅の購入資金を援助されており、土地は大川さんが継ぐことで合意ができていたはずだった。ところが姉の夫が「うちがお父さんを預かって一番面倒を見た。応分はもらいたい」と口を挟んできた。遺言がなかったのが災いし、弁護士を立てた調停にもつれ込んだ。

元広島家裁所長で弁護士の北野俊光氏によると、不動産やまとまった金銭の贈与、住宅購入資金の提供などは例外なく特別受益と見なされるという。半面、寄与分は「労務、療養看護などがなくなった人の財産の維持・増加に結びつくことが条件。通常期待される程度の貢献では認められない」(北野氏)。親の面倒を見たらいは当たらないこととがほとんど。大川さんの事例では姉夫婦が主張を引っ込めざるを得なかった。

調停が不調に終わると「審判」に移り、裁判官が法定相続分に特別受益などを考慮した「調停」に比べ、しっかりと規定に考えた遺産分割(北野氏)を告げる。それでも納得しなれば訴訟となり、争いは泥沼にはまる(図C)。

調停は法定相続分にとらわれず柔軟に話し合える一面もある。だが、「調停までもつれる原因は多くの人の準備不足」(大江氏)。「これだけ家族は仲直りするところが難しい場合が多い」(船橋氏)。専門家は指摘する。

避けるには生前にしっかりと遺言を用意し、財産を分けやすい形にしておくべきだろう。(下前俊輔)

12月17日 経

# 相続税無申告 1213億円

## 国税庁 932件、10年間で最悪

今年6月までの1年間「感著しく損なう行為」に実施した相続税の税務調査で、遺産を全く申告しない無申告事案が932件、計1213億円見つか、件数と金額いずれも過去10年で最も多かつたことが13日、国税庁のまとめで分かった。同庁は「無申告は税の公平に感著しく損なう行為」として積極的に調査していく方針。

無申告事案の課税対象の遺産の平均額は8609万円。同庁は加算税を含めて計85億円を追徴課税した。元会社経営者の遺族が多額の現金を物置に隠すなどして1億4500万円の遺産を全く申告せず、1100万円を追徴課税された調査事例もあったという。

国税庁は全体で1万3787件の実地調査を実施し、8割にあたる1万1159件で計3993億円の申告漏れを指摘した。

12月14日経

遺産を巡る協議が相続人同士でまとまらないと、司法の手を借りることになる。遺産分割調停で丸く収まらなければ、審判や訴訟で解決するしか道はない。裁判は有効な手段の一つだが、その前に自分たちで解決できるような関係を築くことが、不毛な争いを避ける最大の対策となる。

「睡眠薬が手放せない」。大阪府の瀬田三郎さん（仮名、65）は40年ほど前、遺産分割協議は無効で、実家は自分のものだと言え、訴えた。裁判は10年にも及び、解決から30年たった現在も、不眠や体調不良に悩まされている。

きっかけは母親の遺言相続。両親は次男である三郎さん夫婦と同居し、母は「の家はあなたたちのもの」と話していた。だが三郎さんら兄弟姉妹3人で相続する際、兄が建築費用を私が出したのだから継ぐ」と主張した。

兄の家族と没交渉。実家は亡くなった父親名義のままで、記録は曖昧。三郎さんは葬式の席で中身も確認できないまま、兄から突き出された書類にハンコを押した。兄に有利な内容を記した遺産分割協議書と知ったのはしばらくたってからだった。

三郎さんは「だまし討ち」のような協議書の無効などを訴えたが、家は長男の手に渡った。数カ月後に裁判所に出入を求められたため、会社員だった三郎さんは通勤を断り、営業から管理部門に異動した。頼んだ3人の弁護士はいずれも相続に疎く、着手金だけで1

# 相続、裁判は最終手段に

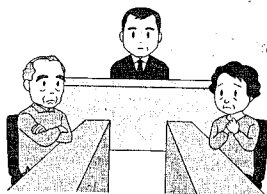
## A 相続にまつわる裁判でよくみられるもの

名称	内容・争点
①遺留分減殺請求	遺留分を侵害している人に対して、侵害する遺留分を戻すように請求
②遺言無効確認請求	遺言が無効かどうかを確認
③相続財産確認請求	相続財産がどの範囲か。相続人全員が原告か被告
④相続回復請求	相続人の地位回復を要求。眞の相続人が偽の相続人から財産を取り戻す
⑤遺産分割協議不存在確認請求	遺産分割協議がされていないのに、協議書が偽造された
⑥遺産分割協議無効確認請求	一部の相続人を除外して遺産分割を協議した

(注)すべて調停で対応可能

## B 裁判のメリット・デメリット

良い点	悪い点
<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判官の判断に委ねられる</li> <li>必ず結果が出る</li> <li>結果の効力は絶対</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士費用などがかさむ</li> <li>時間がかかる</li> <li>裁判の専門知識が必要</li> <li>心情的なしこりが残る</li> </ul>



(注)北野弁護士らの話をもとに作成

## C 遺産分割を巡るトラブル こんな場合はどうなる?

Q	A
養子縁組、親子関係など相続人の資格に異議がある	遺産分割調停の前に別述、調停を経て審判、訴訟で結論を得る
一度合意した遺産分割協議をやり直したい	基本はやり直しできない。ただ相続人全員が協議のやり直しを合意すればできる。再分割で得た相続財産が贈与になることもあり税金には注意
遺産分割で決められた代償金を支払わないとき、協議を無効にできるか	無効にはできない。あらかじめ代償を受ける人が、代償金を支払わない人を民事で訴えるなどとする

## 費用と時間遺族に重荷

人当たり何十万円も支払った。兄の家族とは没交渉になり、三郎さんの人生も変わってしまった。

遺産の分け方について相続人の合意が得られず、調停が不調に終わると、家庭裁判所での遺産分割審判に移行する。審判に対して不

## 守る 継ぐ

服がある場合は、相続人が高等裁判所に不服申し立てをする。審判が下された日の翌日から2週間以内の「即時抗告」の手続きをする。期限までに手続をしなければ、審判は確定。相続人はその内容に従う。

減殺請求で溝深く。一般的に多いのは①の遺留分減殺請求。遺留分とは最低限の相続財産を得られる割合のこと。被相続人（亡くなった人）の兄弟姉妹以外の相続人に認められる。この権利を侵害する相続人に対して、戻すように請求するのが遺留分減殺請求だ。

関西に住む山本宗さん（仮名、49）は父親の遺産は土地しかなく、弟は2人の遺留分に相当する遺産の3分の1を要求した。

「実際に訴訟になるような事案は、争点が複数あることが多い」と話すのは、相続の実務家を育成する会を主宰する清田幸弘税理士。財産の確定や評価、相続人の主張など思惑や事情が複雑に絡み合う。税理士や弁護士など複数の専門家をほぐすように対処する必要がある。

裁判のメリットは白黒決着がつくこと。「裁判官の判断に委ねられ、必ず結果が出る」。裁判官経験もある北野俊光弁護士は指摘する。ただ、長い時間と多額の費用をかけて結果が出て、感情的にしこりが残り、円満解決にはほど遠い。

長谷川弁護士は「弁護士など第三者の手を借りる時点で家族の絆は崩れかけている。世代交代で付き合いが希薄になれば訴訟が起きやすい」と話す。財産を多く残すことや相続税対策よりも、遺族が話し合える良好な関係を築くことが、残す者にとって最大の遺産であり「終活」の目的といえるだろう。（清水桂子）

Q 隣の土地を買いたいのですが相続登記が代々なされていないようです。買うことはできますか。

A 相続登記とは死亡した人(被相続人)が所有していた不動産の登記を相続した人(相続人)の名義に直すことです。相続登記が代々なされていない、相続登記未了のケースでは何代か前の所有者(死亡)の名義がそのまま残っています。実質的所有権は法定相続人に移っているはずですが、登記がなされていないため誰が所有者かわかりません。したがって現状では売り主が特定できない状態ですから、安心して売買契約

## 相続登記未了の土地 売買には所有者確定必要

法  
ほ  
く  
そ  
う  
で  
す  
か

を締結することはできません。

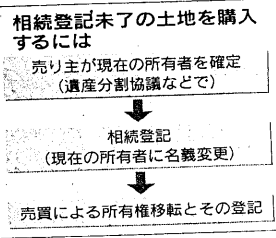
登記の実務でも相続登記未了で死亡者名義のままの土地を売買し、買い主に所有権の移転登記をすることはできません。

そのような土地を購入するには、まず売り主側に速やかに相続登記をしてもらい、現在の所有者を確定することが必要です。

ただ売り主の相続登記には時間がかかる恐れがあります。相続登記には、遺言書などが無い限り、法定相続人全員で遺産分割協議を行い、全

員の印鑑証明書付きの遺産分割協議書を法務局(登記所)に提出する必要があります。しかし相続登記未了で何代か前の所有者名義で放置されている場合は、法定相続人が多数になる可能性があります。名義人が3代くらい前の人なら、法定相続人が20人以上になることも珍しくありません。

一般的に相続権は親から子、子から孫へと世代を重ねるごとに範囲が拡大し、子がない場合は兄弟姉妹にも権利範囲が広がるため、さらに法



定相続人が多数になり、遺産分割協議ができないことも少なくありません。このような状態の場合、その不動産の購入は再考したほうがよいでしょう。(司法書士 船橋幹男)

1/2  
11  
27  
日  
経  
り